

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3年 6月 4日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 岡墨光堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市中京区富小路通三条上ル福長町113・115・117・118番合地		
4	工 事 件 名	京都御所清涼殿障壁画保存工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	建具工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	令和 3年 6月 5日		
9	工 期（至）	令和 4年 3月30日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	37,237,200 円	33,852,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所清涼殿に現存する障壁画の保存修理及び復元模写を前提とした調査を行うものである。</p> <p>京都御所清涼殿の障壁画は、寛政及び安政年間に著名な画家によって描かれた文化財的価値の非常に高いものである。</p> <p>これらの障壁画は、建築物の形質上、直接外気にさらされたまま保存・展示され、最も古いもので220年を超過していることに加え、脆弱な素材である絹を基底材としていることから、劣化が著しい状態である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、文化財的価値の非常に高い障壁画等の豊富な修理実績を有し、美術的な要素を兼ね備えた高度な修復技術かつ日本絵画の模写技術を保有していることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、重要文化財や国宝の修理及び模写を行った実績を有する株式会社 岡墨光堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社 岡墨光堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3年 6月11日		
2	契 約 業 者 名	第一工業株式会社 大阪支店		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号		
4	工 事 件 名	正倉院事務所空調設備フィルター更新工事		
5	工 事 場 所	奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調設備整備		
8	工 期（自）	令和 3年 6月12日		
9	工 期（至）	令和 3年 8月20日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	3,487,000 円	3,170,000 円	94.64 %
11	入 札 金 額	3,300,000 円	3,000,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、正倉院事務所内に設置され、既に運用している空調設備のフィルター更新を行うものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、施工後に同設備の運転調整が必要であるため、同設備のシステム内容を熟知している必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、同設備を導入した第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとした。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 3年 8月16日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 松山建設		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市西京区桂上野南町53番地		
4	工 事 件 名	高倉天皇陵法面崩落箇所仮復旧工事		
5	工 事 場 所	京都府京都市東山区清閑寺歌ノ中山町		
6	工 事 種 別	土木一式工事		
7	工 事 概 要	法面仮復旧工		
8	工 期 (自)	令和 3年 8月16日		
9	工 期 (至)	令和 3年 9月24日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	4,532,000 円	4,120,000 円	98.30 %
11	入 札 金 額	4,455,000 円	4,050,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、令和3年8月14日の大雨の影響により、高倉天皇陵の法面が崩落したため、仮復旧を行うものである。</p> <p>被害を受けた箇所は、特別拝所脇の法面部分で、崩落により拝所が埋まり、見張所付近まで土砂が流出している状態である。</p> <p>このまま放置すると、さらなる崩落を招き、隣接する寺社施設にも多大な被害を及ぼす可能性があるため、速やかに復旧を行う必要がある。</p> <p>今回の工事場所は高台に位置し、隣接寺社の土地を利用するなどして建設機械や資材を搬入しなければ施工ができないため、工事を実施するにあたり、陵墓工事における豊富な実績と経験を有する上記業者に依頼を行った結果、上記業者であれば、早急に資材や人員などの確保ができ、直ちに的確な工事施工が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		